

第二十五号議案

江戸川区スポーツランド条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区スポーツランド条例の一部を改正する条例

江戸川区スポーツランド条例（昭和五十七年七月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「その他区長」を「前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条中「各号の―」を「各号のいずれか」に改める。

第七条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条中「各号の―」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十条第一項中「終わった」を「終わった」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条中「の各号」を削る。

別表第一の一般公開利用料金の表アイススケート場の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改める。

別表第二(一)の表アイススケート場の項中「五〇、九一〇円」を「五一、八五〇円」に、「六七、八九〇円」を「六九、一五〇円」に、「三三、九四〇円」を「三四、五七〇円」に、「一五二、七四〇円」を「一五五、五七〇円」に改め、別表第二(二)の表屋内プール(大)の項中「三五、四九〇円」を「三六、一五〇円」

に、「四七、八三〇円」を「四八、七二〇円」に、「七〇、九七〇円」を「七二、二八〇円」に、「一五四、二九〇円」を「一五七、一五〇円」に改め、同表屋内プール（小）の項中「九、二六〇円」を「九、四三〇円」に、「一二、三四〇円」を「一二、五七〇円」に、「一八、五一〇円」を「一八、八五〇円」に、「四〇、一一〇円」を「四〇、八五〇円」に改め、同表会議室（さつき）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に改め、同表会議室（つつじ）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に改め、同表会議室（さくら）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」を「二、八三〇円」に改め、別表第二(三)の表テニスコート及びテニス・フットサルコート（四一〇円）を「四二〇円」に改め、別表第二備考第一号中「区民」を「江戸川区民」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。